

「ペット用品統一ガイドライン Ver.Ⅲ」に関するQ&A

(除：ペット用シャンプー等の薬事)

2017年8月18日時点

Q01. 適合品証マークの管理はどこが行うのでしょうか？

A01. ペット用品統一表示ガイドライン Ver.Ⅲ運用-4に記載されているように、管理は、原則として登録企業の「管理責任者」の責任で行う委託管理方式です。「管理責任者」とは登録企業が任命した社員です。「管理責任者」の変更は、登録・申請書類等-5の管理責任者変更届出書を事務局に提出してください。

Q02. Ver.Ⅲの改訂に伴うパッケージ表記内容への変更は必要でしょうか？

A02. 必要です。Ver.Ⅱに基づく適合品証の使用は、2019年12月31日までとなりますので、2020年1月1日以降、適合品証が付される商品は、全てVer.Ⅲに基づく表示となります。なお、適合品証は、Ver.ⅡとVer.Ⅲで同一です。

Q03. 小分類に該当品名がない場合、自社で必須項目等の設定は可能でしょうか？

A03. 事務局にお問い合わせください。事務局では、お問い合わせいただいた会社名を伏せ、当該担当分科会座長に連絡、座長は適切な担当部会と協議し、参考にする品名等を決定し、事務局に連絡します。その後事務局からお問い合わせの会社様にご連絡致します。

なお、お問い合わせ会社様は、事務局にお問い合わせの際、参考にする品名を例示していただいても結構です。(1~2週間のお時間を頂きたく宜しくお願い致します。)

Q04. 必須表示項目以外の内容についても文字ポイントサイズは、8ポイント以上、小容器等は6ポイント以上でしょうか？

A04. 注意事項(1)記載の通りです。基本は8ポイント以上、小型容器、小台紙等は、6ポイント以上です。

Q05. ペット用品の中には、フードも含まれていますが、ペットフード安全法等との関連性をどのように図っていくのでしょうか？また、齟齬が出た場合は、どのような法規を基準に考えればよいのでしょうか？今後どのように整合性を保っていく予定でしょうか？

A05. 犬猫フードに関しては、基本はペットフード安全法及び医薬品医療機器等法を遵守して表示します。また、ペットフード公正取引協議会会員の場合は、同協議会の定める「ペットフードの表示に関する公正競争規約・施行規則」に準拠した表示とします。他業種（観賞魚、小鳥、小動物、昆虫、爬虫類）のフードについては、ガイドライン記載の表示規定に従ってください。他業種については、ペットフード安全法及びペットフードの表示に関する公正競争規約・施行規則の範囲外です。今後ペットフード安全法が改定され、他業種まで適応範囲が拡大された場合は、同法を遵守することになります。

Q06. 犬猫衛生用品9の防虫用品の項において、品名の表示規定で「小分類は、虫よけ剤、殺虫剤、忌避剤、防虫剤、誘引剤等の表示も可」となっていますが、殺虫剤は、人間や動物に害を与えるものでなく、害虫を対象にしたものですので、その場合は、医薬品又は医薬部外品の範疇に入るのではないのでしょうか？

A06. 動物用医薬品、動物用医薬部外品は、医薬品医療機器等法第2条に記載されたものです。虫よけ剤、殺虫剤、忌避剤、防虫剤、誘引剤等の品名名称に係わらず上記第2条の範囲か否かで判断します。従って、殺虫剤だから動物用医薬品、動物用医薬部外品の対象となるわけではありません。

Q07. Ver. II では、ユーザーが購入前に確認できる場所に表示すべき必須項目は、原産国・内容量・サイズ・重量・枚数・消費電力・電源方式・洗濯表示とありますが、今回の説明会では、Ver. III においては決まりがないとのことでした。Ver. III での必須項目は台紙を折りたたんだ中面や同封した説明書の中に記載しても問題ないと解釈してよいのでしょうか？

A07. 表示は、商品の外装に全ての必須項目を明瞭に表示することが基本です。ただし、注意事項（2）に記載のように、商品の外装の表示可能面積が狭い場合は、例示の表示方法を活用してください。

「説明会にて Ver. III において決まりがないと回答した件」については、訂正致します。

Q08. 「散歩用」「係留用」でない屋内飼育の犬につける識別用首輪やファッション目的の首輪、ノミや虫除け用の首輪も首輪の品質基準対象になるのでしょうか？

A08. 用途が「散歩用」「係留用」でない場合は、首輪の品質基準の対象外です。但し、ファッション目的の首輪であっても、散歩用としても使用する場合は、品質基準の対象となります。

Q09. 首輪及び鎖・ワイヤーの「用途」表記について、Ver. II では、「強度基準に準拠し、適用体重に対して5倍以上の強度がある場合は、「散歩用」「係留用」の用途表示をしなくてもよい。」とありますが、Ver. III では、それらも用途表記が規定されています。Ver. II と同様では不可でしょうか？

A09. 適用体重に対して5倍以上の強度がある場合、Ver. III 規定に従って、例：「散歩用」、「係留用」、「散歩用」及び「係留用」等、販売会社様等の商品の用途に従って表示します。なお、本件については、Ver. II の規定も可として運用いたします。

Q10. 表示規定の中で「犬具：散歩係留用品（口輪を除く）」は用途表記が必須となっていますが、例えば、「この用品は、係留用です。」など文章内に表記してもいいでしょうか？

A10. お客様が購入する時点で、用途がわかるように表示してください。表現方法が文章内に埋没しなければ問題ございません。